

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 2月15日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社ランキャピタルマネジメント

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 2号
新丸の内センタービル21階

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門三丁目11番15号 S V A X T Tサウスウイング 2階
西中・宮下法律事務所

【電話番号】 03-6402-5411

【事務連絡者氏名】 弁護士 西中 克己

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ランキャピタルマネジメント
(東京都千代田区丸の内一丁目 6番 2号 新丸の内センタービル21階)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ランキャピタルマネジメントをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、リーディング証券株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月14日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
- 4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

(訂正前)

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」の「本第三者割当増資」に記載のとおり、対象者が平成29年2月13日に関東財務局長に提出した有価証券届出書によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本件第三者割当増資について決議を行っているとのことです。当社は、同日付で対象者と締結した本資本業務提携契約に基づき、対象者が発行する普通株式1,745,900株のすべてを引き受ける予定としており、当該届出書の効力発生日において、株式総数引受契約を締結する予定としております。

(訂正後)

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」の「本第三者割当増資」に記載のとおり、対象者が平成29年2月13日に関東財務局長に提出した有価証券届出書によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本件第三者割当増資について決議を行っているとのことです。当社は、同日付で対象者と締結した本資本業務提携契約に基づき、対象者が発行する普通株式1,754,400株のすべてを引き受ける予定としており、当該届出書の効力発生日において、株式総数引受契約を締結する予定としております。